

国営諫早湾干拓工事の見直しを求める請願

1997年6月1日

地学団体研究会会長 川辺孝幸

衆議院議長 渡部恒三殿

参議院議長 斎藤十朗殿

日本国憲法第16条に基づき以下のとおり請願いたします。

請願の項目

1. 諫早湾の干潟生態系を保全するため早急に潮受堤防の水門を開け、海水の出入りを継続して行えるようにすること。
2. 干拓以外の防災手段を検討すること。
3. 諫早湾干拓工事に関わる調査等の情報を全て開示すること。

請願理由

1. 現在、世界各地では、種の絶滅を防ぐため様々な努力が払われております。日本国内でも自然環境への意識が高まるなかで、自然環境保護の活動が活発になってきております。干潟は、多様な生物種の生息の場であり、また、渡り鳥の休息地として重要であります。この他に干潟が、自然の浄化槽として、人間及び自然環境に多大な貢献をしていると言われております。また、地学研究の場として、過去の堆積環境を推定する為の多くの情報を現在の干潟は提供してくれます。しかし、かつては、日本各地に広がっていた干潟が、開発により減少した現在、有明海有数の干潟である、諫早湾の干潟が干拓により消滅する危機に対して、危惧するものです。

この諫早湾干拓により絶滅が危惧される生物も7種あることが、財団法人世界自然保護基金日本委員会の刊行物で指摘されております。また、レッドデータブック掲載の危急種であるシチメンソウの日本最大の群落が見つかっております。そのほか、ここには、かつて日本列島と大陸が陸続きであったことを示す特有の生物種が棲息していることが知られております。

我が国も批准している、いわゆるラムサール条約では、「湿地が経済上、文化上、科学上及びレクリエーション上大きな価値を有する資源であること及び湿地を喪失する事が取返しのつかないことである」、水鳥が「国際的な資源として考慮されるべきものである」と規定し、その保全が「将来に対する見通しを有する国内政策と国際的行動とを結びつけることにより確保される」として、締結されました。条約の登録湿地であるか否かを問わず、この干潟に飛来する水鳥の保護は、日本国政府の国際的責務です。

この様な貴重な諫早湾の干潟を消滅させないため、早急に堤防の水門をあけ、海水の出し入れを行うことを請願します。

2. 諫早湾の干拓事業は、防災面を強調しています。しかし、諫早湾防災対策検討委員会では、「複式干拓を前提として」「軟弱地盤上での築堤の可能性、及び、調整池規模についての水文水理的検討の2つに限定して審議を進めた」（「諫早湾防災対策検討委員会中間報告書」）だけで、干拓以外の防災手段の検討は行われていません。水害を防ぐためのこの他の手段、例えば河川・海岸堤防

のかさ上げや、河川のしゅんせつ、排水ポンプの増強などを検討し、干拓に代わる防災手段の有無を検討する必要があります。

また、「諫早湾防災対策検討委員会中間報告書」では、干拓事業が完成しても洪水時には調整池の水位が背後地の地面よりも上昇するため、浸水を十分防げないことが記されております。

仮に、潮受け堤防が防災上必要だとしても大規模干陸地を造成しなければ、それだけ遊水機能が増すため、通常は潮受け堤防の水門を開放して海水の出し入れを自由にし、災害の発生が予想されるときに、水門を閉鎖して災害を防ぐことも考えられます。このような防災と干潟の保全を両立させるような方法も検討する必要があります。

3. 防災と干潟の保全を両立させるような方法を検討するためにもこれまで行ってきた、諫早湾干拓工事に関わる調査等の情報を全て開示し、地元住民・国民に知らせる必要があります。全ての情報を公開するように求めます。